

暴力団等の不当介入に関する特記仕様書

川越町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年要綱第 4 号）（以下「措置要綱」という。）に基づき、次のとおり定めるものとする。

1 用語

この特記仕様書において使用する用語は措置要綱において使用する用語の例による。

2 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者が暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けた場合の措置については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前項の規定により所轄の警察署に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかに発注者に報告すること。この場合において、発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程が遅れるなど被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 その他

上記に掲げるもののほか、町が締結する契約等からの暴力団等の排除に関する措置については、措置要綱に基づくものとする。